

「相続税の達人」 電子申告研修会

その1.相続税の達人と財産評価の達人の操作

東京地方税理士会データ通信協同組合
2026年10月

目次

1. 「財産評価の達人」の操作
2. 「相続税の達人」の操作

1.財産評価の達人

※便利な機能、よくあるご質問を中心に説明します。

1-1.作成できる帳票

1-2.基本情報の登録

1-3.評価明細書の新規登録

1-4.土地関係の明細書の作成

1-5.かけ地割合計算

1-6.「法人税の達人」との連携

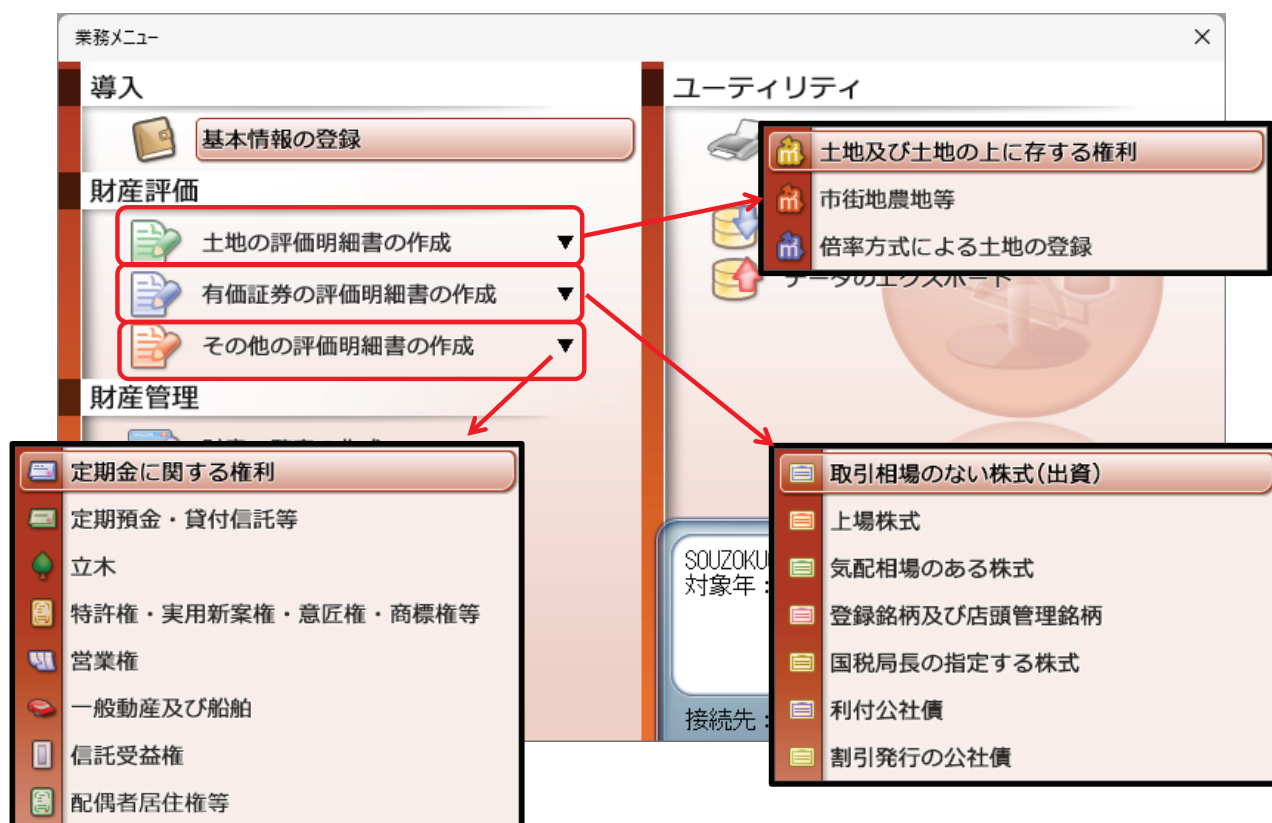
1-7.財産一覧表

1-8.相続税の達人との連動注意点

-3-

1-1.作成できる帳票

各種評価明細書が作成可能です。



1-2.基本情報の登録

- ①【基本情報の登録】をクリックして下さい。
- ②各項目に入力し、【確定】をクリックして下さい。

■「基本情報」タブ

基本情報の登録

接続先: (local)/zaian07

基本情報 その他

評価対象者コード: SZ000001 **事業者一覧**

評価対象者名: 相続 太郎

郵便番号: 344 - 0000

住所: 埼玉県春日部市〇〇
3丁目5番16号

電話番号: 048 - 123 - 5555

計算基準日: 令和 07 年 01 月 20 日

対象年: ☐ 入力 令和 07 年分

Ctrl+F1 ヘルプ
F3 参照
F9 マスター更新
F12 漢字
Ctrl+F4 確定
ESC キャンセル

被相続人の情報を入力して下さい。

データ管理の達人（事業者データベース）に被相続人の基本情報を登録している場合、【事業者一覧】から基本情報を取込できます。

■「その他」タブ

基本情報の登録

接続先: (local)/zaian07

基本情報 その他

・自動的に財産コードの初期値を入力する場合にチェックしてください。
☒ 財産コードを自動で入力する
 ・評価明細書で使用する、利率等の初期値を変更する場合に、「入力」をチェックして変更します。

法人税相当額の率
☐ 入力 37 % 「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」で使用される法人税相当額の率を指定します。

複利表の利率
 短期: 0.50 %
 中期: 0.75 %
 長期: 1.50 %

端数処理: 四捨五入

複利現価率、複利年金現価率、年賦償還率の基準となる利率を指定します。次の評価明細書で使用されます。
 ・定期借地権等の評価明細書
 ・特許権等の評価明細書
 ・営業権の評価明細書
 ・信託受益権の評価明細書

Ctrl+F4 確定
ESC キャンセル

チェックを付けると、財産の新規登録時、財産コードが自動で入力されます。

-5-

1-3.評価明細書の新規登録(1)

作成する評価明細書により新規登録の方法が異なります。(2パターン)

パターン1：財産の選択画面が表示される場合 (例) 土地及び土地の上に存する権利

- ①【土地の評価明細書の作成】⇒【土地及び土地の上に存する権利】の順にクリックして下さい。
- ③各項目を入力、選択し、【確定】をクリックして下さい。

画面メニュー

導入

基本情報の登録

財産評価

土地の評価明細書の作成

有価証券の評価

土地及び土地の上に存する権利

市街地農地等

倍率方式による土地の登録

その他の評価

財産管理

ユーティリティ

帳票の印刷

データのバックアップ

- ⇒財産の選択画面が表示されます。
- ②【新規登録】をクリックして下さい。

財産の選択 (土地及び土地の上に存する権利)

コード	種類	細目	利用区分等	所在場所等
0001-01	土地	宅地	貸家建付地	(三軒)世田谷区〇〇
0002-01	土地	宅地	自用	(間口)世田谷区〇〇
0003-01	土地	宅地	自用	(不整形)世田谷区〇〇
0003-02	土地	宅地	自用	(地籍規模大)世田谷区〇〇
0003-03	土地	宅地	借地権	(相当地代)世田谷区〇〇
0004-01	土地	定期借地権	新借地権	新宿区〇〇
0004-02	土地	定期借地の底地	定借地の底地	世田谷区〇〇
0005-01	土地	宅地	区分所有建物...	埼玉県春日部市〇〇3丁目5...

評価明細書の削除、複写が可能。

F1 ヘルプ
F6 新規登録
F7 削除
F8 複写
Enter 確定
ESC キャンセル

財産コードの新規登録

財産コード: 7778

☒ 相続税・贈与税へ連動する

種類: 土地

細目: 宅地

☐ 入力 宅地

備考:

☐ 国外財産に該当

F1 ヘルプ
F12 漢字
Ctrl+F4 確定
ESC キャンセル

チェックがついている財産が相続税の達人に取込可能。

- ⇒評価明細書が表示されます。
- 各項目を入力し、評価明細書を作成して下さい。

0001-01

様式ID NTAOKS8020010050

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

所在地	所在	所在地	所在
(三軒)世田谷区〇〇	世田谷区〇〇1110番地	埼玉県春日部市〇〇	埼玉県春日部市〇〇
住居表示	住居表示	住所	住所
世田谷区〇〇1110番地	世田谷区〇〇1110番地	埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号	埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号
所在地	所在地	所在地	所在地
世田谷区〇〇1110番地	世田谷区〇〇1110番地	埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号	埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号

-6-

1-5. かけ地割合計算

- ・入手した公図・測量図等を基に、簡単な操作で想定整形地の自動作成及びかけ地割合の計算を行う機能です。
- ・計算された結果は、そのまま評価明細書に転記されます。
- ・オプション機能ですので、ご利用には、別途お申込みが必要です。

※詳細は別冊のマニュアルをご参照下さい。

※この他に、NTTデータが作成したかけ地割合計算のマニュアルが以下にあります。

達人Cube【情報コミュニティ】→「達人シリーズ」【各種マニュアル】→
【申告書作成ソフト】タブ→「財産評価の達人」：「財産評価の達人運用ガイド」

<https://www.tatsuzin-cube.com/community/support/manual/pdf/TZ/OperationGuide/ZHOperationGuide.pdf>

-9-

1-6. 「法人税の達人」との連携(1)

取引相場のない株式(出資)は、「法人税の達人」よりデータを取込可能です。

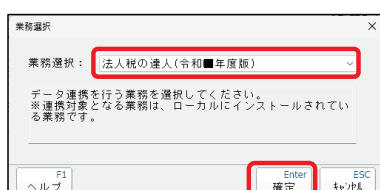
- ①【有価証券の評価明細書の作成】⇒【取引相場のない株式(出資)】の順にクリックして下さい。

⇒株の評価明細書画面が表示されます。

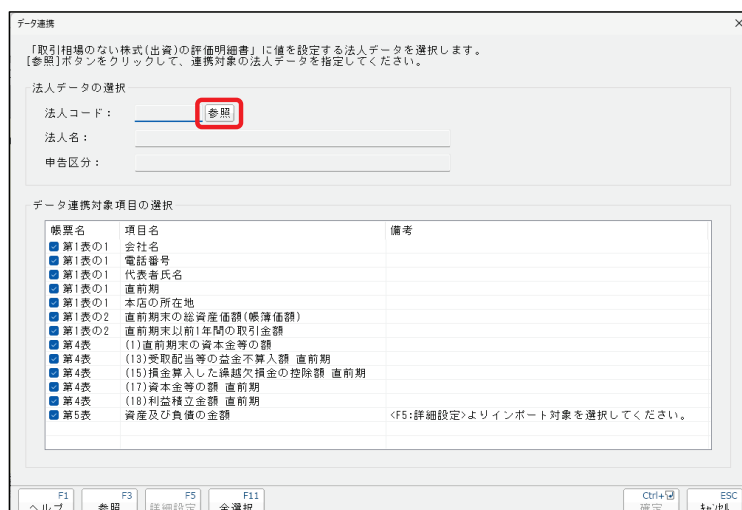
- ②【データ連携】ボタンをクリックして下さい。



- ③業務を選択し、【確定】ボタンをクリックして下さい。



- ④【参照】ボタンをクリックして下さい。



-10-

1-6. 「法人税の達人」との連携(2)

⑤取込するデータを選択し、【確定】をクリックして下さい。

[illegible]

⑥取込する項目にチェックを付けて、【詳細設定】で取込する科目を選択してから、【確定】ボタンをクリックして下さい。

データ連携

「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」に値を設定する法人データを選択します。
 [参照]ボタンをクリックして、連携対象の法人データを指定してください。

法人データの選択

法人コード: HOUJIN0001 [参照](#)

法人名: 株式会社 達人

申告区分: 確定申告

データ連携対象項目の選択

連番	項目名	備考
1	1表の1	会社名
2	1表の1	代表者氏名
3	1表の1	直前期
4	1表の1	本店の所在地
5	1表の2(続)	直前期末の総資産価額(帳簿価額)
6	1表の2(続)	直前期末以前1年間の取引金額
7	4表の1	(1)直前期末の資本金等の額
8	4表の1	(13)受取引当等の益金不算入額 直前期
9	4表の1	(15)増資算入した繰越欠損金の控除額 直前期
10	4表の1	(17)資本金等の額 直前期
11	4表の1	(18)利益積立立金 直前期
12	1表	貸倒及び未償の金額

<5:詳細設定>よりインポート対象を選択してください。

F1 ヘルプ F3 参照 F5 詳細設定 F11 全選択 Ctrl+G 確定 ESC 終了

⇒選択した項目に、法人税の達人から金額等
が取込まれます。

資産及び負債の指定	
科目名	金額
☒ 資産の部	
☒ 現金及び預金	50,955,913
☒ 受取手形	56,500,000
☒ 売掛金	114,879,000
☒ 有価証券	63,254,000
☒ 短期有価証券	63,254,000
☒ 有価証券	63,254,000
☒ 固定資産	20,000,000
☒ 建物	5,000,000
☒ 構築物	-1,371,032
☒ 機械及び装置	82,610,000
☒ 運搬工具	37,925,512
☒ 工具、器具及び備品	2,687,250
☒ 土地	4,251,309
☒ 電話加入権	200,000,000
☒ 投資有価証券	675,000
☒ 関係会社株式	20,000,000
☒ その他の関係会社有価証券	10,000,000
☒ 繰延税金資産	1
☒ 繰延税金資産	6,111,157
☒ 繰延税金資産	
☒ 支払手形	33,810,000
☒ 買掛金	137,300,300
☒ 未払金	5,346,200
☒ 未払法人税等	5,346,200
☒ 未払消費税等	7,839,900
☒ 未払消費税等	11,299,800
☒ 預り金	2,431,992

9999

様式ID NTA0YNA1700100

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細

氏名 (敬称略・人名のみ表示)	住所 住所の地番	代表者氏名 代表者氏名	株式総数 株式総数	株主 株主	東京市千代田区文京町三丁目
					取組品目及び製造、卸売、 小売業等

-11-

1-7.財產一覽表(1)

- 現在登録されている全ての財産が一覧表示されます。
- 財産一覧表の内容が相続税の達人に取込されます。
- 現金など評価明細書を作成しない財産は、財産一覧表から入力をして下さい。

1-7.財産一覧表(2)

①【財産一覧表の作成】をクリックして下さい。

⇒財産一覧表が表示されます。

ページが切替可能。

表示する財産の種類を選択、表示順序を変更可能。

条件設定 財産一覧表

表示する種類の選択:

- ☒ 土地
- ☒ 家屋等
- ☒ 事業用財産
- ☒ 有価証券
- ☒ 現金、預貯金等
- ☒ 家庭用財産
- ☒ その他の財産

☐ 相続税・贈与税へ連動する財産のみ表示する

表示順序

☒ 種類・細目順 ☐ 財産コード順

☐ 種類・財産コード順

Enter 確定

ESC キャンセル

財産一覧表

財産コード	種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	数量	単価
0008 01 ※	土地	畑	市街地農地	八王子市〇〇1-15	1,500.0000 m ²	67,730
0001 01 ※	土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区〇〇	680.0000 m ²	269,859
0002 01 ※	土地	宅地	自用地	(間口)世田谷区〇〇	700.0000 m ²	190,120
0003 01 ※	土地	宅地	自用地	(不整形)世田谷区〇〇	650.0000 m ²	198,550
0003 02 ※	土地	宅地	自用地	(地籍規模大)世田谷区〇〇	750.0000 m ²	222,300
0003 03 ※	土地	宅地	借地権	(相当地代)世田谷区〇〇	120.0000 m ²	500,000
0004 01 ※	土地	定期借地権	定期借地権	新宿区〇〇	200.0000 m ²	200,000
0004 02 ※	土地	定借権の底地	定借権の底地	世田谷区〇〇	200.0000 m ²	200,000
0005 01 ※	土地	宅地	区分所有建物の敷地	埼玉県春日部市〇〇3丁目5番10号	3,600.0000 m ²	500,000.00 円
0009 01 ※	土地	宅地	自用地	あきる野市〇〇300番地土地信託	1,000.0000 m ²	3,250,000
0010 01 ※	土地	宅地	自用地	あきる野市〇〇780番地	500.0000 m ²	3,500,000

明細書を作成しない財産が登録可能。

選択した財産の評価明細書が表示されます。

-13-

1-7.財産一覧表 (Q & A)

Q. 「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」を作成しています。有価証券の「数量」はどのように入力すればよいですか？

財産コード	種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	数量
0011 01 ※	有価証券	特定同族株式（配当還元）	特 配当還元	東京都江東区〇〇1丁目1番1号	1,000.0000 株

A. 以下の手順で入力して下さい。

①「財産一覧表」画面で該当の財産をクリックして選択し、【評価明細】ボタンをクリックして下さい。

0011 01 ※ 有価証券 特定同族株式（配当還元） 特 配当還元 東京都江東区〇〇1丁目1番1号 1,000.0000 株 2,448.00 円

ESC ヘルプ 閉じる F2 F3 F4 機能メニュー F5 新規登録 F6 削除 F7 F8 F9 F10 F11 評価明細 F12 Enter 選択 NUM

③数量を入力し、【確定】ボタンをクリックして下さい。

⇒該当する評価明細書が表示されます。

②会社名表示欄をダブルクリックします。

0011-01

様式ID NTA0VNA170010010

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

氏 名 (姓 名 姓 名 姓 名 姓 名)

会社名 株式会社 法人

代表者氏名 M01 法人 太郎

課税時期 M01 令和 7 1 20

直前 M02 令和 7 4 1

至 M03 令和 8 3 31

事業内容

取引品目及び製造、卸売、小売等の区分

取引品目 M01 日用品、雑貨小売業

取引品目 M02

取引品目 M03

取引品目 M04

会社名等

会社名: 特 配当還元

会社形態

☒ 株式 ☐ 出資

業種

☐ 卸売業 ☒ 小売・サービス業

☐ 医療法人 ☐ その他

数量: 1,000 株

☐ 種類株式

☐ 種類株式（配当優先株式）発行会社に該当する

☐ 種類株式（社員類似株式）発行会社に該当する

☐ 「別紙 特定株式等の判定及び比率要素等の金額の計算等の明細書」を作成する

金融商品取引業者等

金融商品取引業者等の名称: 参照

支店等の名称: 参照

Ctrl 確定

ESC キャンセル

-14-

1-8.相続税の達人との連動注意点

財産評価の達人から相続税の達人にインポートをした際、住所や金融機関情報が正しく取り込みされるよう、登録時の注意点をまとめました。



-15-

1-8.土地の所在場所の入力（第11表の付表1）

相続税の達人に連動する所在場所等を確認・修正する画面です。

■「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」の場合

①「所在地番」をダブルクリックして下さい。

⇒「所在地番」画面が表示されます。

②【相続税連動情報】ボタンをクリックして下さい。

都道府県を省略すると、適切に連動しません。都道府県から入力して下さい。

⇒相続税の達人に連動する内容が表示されます。

③内容を確認し、問題があれば、入力にチェックを付けて、修正して下さい。

「所在地番」画面に入力した住所が連動します。

※上記以外の明細書も同様に、【相続税連動情報】ボタンより所在場所等を確認・修正することが可能です。

-16-

1-8.金融機関情報の入力（第11表の付表2）

「金融商品取引業者等の名称」、「支店等の名称」は、プルダウンから「証券」「支店」などの情報を選択して下さい。「備考」も連動対象です。

■「上場株式の評価明細書」の場合

①財産をダブルクリックして下さい。

上場株式の評価明細書														
様式ID NTAOVNX016010010														
氏名 (相続税入力は受贈者)														
銘柄	課税時期の最終価格				最終価格の月平均額			評価額		増資による権利等の変更				
	元号	年	月	日	① 価額	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	② 1月	③ 12月	④ 11月	正計算その他の参考事項			
	銘柄コード	取引所				② 価額 (円)	③ 価額 (円)	④ 価額 (円)	⑤ 1月	⑥ 12月				
01	00電気株					950	930	945	960	930				
02														

⇒「上場株式の変更」画面が表示されます。

②各項目を入力して下さい。

上場株式の変更

財産コード: 0012 - 01 相続税・贈与税へ連動する

銘柄: 〇〇電気株

金融商品取引業者等の名称: 〇〇証券 参照

支店等の名称: 〇〇支店 参照

所在地: 参照

取引所等の名称: 東S 参照

課税時期の最終価格: 01月20日 950

月平均額: 930 ()

修正計算前: 945 ()

前々月: 960 ()

課税時期: 930 ()

評価額 (1株): 〇入力 930

参考事項: ()

数量: 2,000.0000 株

評価額: 〇入力 1,860,000

備考: ()

〇国外財産に該当

「証券」「支店」などは選択して下さい。

※上記以外の明細書も同様に、金融機関情報の入力個所があります。

-17-

1-8.金融機関情報の入力（第11表の付表3）

「金融機関等の名称」、「支店等の名称」はプルダウンから「銀行」「支店」などの情報を選択して下さい。「備考」も連動対象です。

■「定期預金・貸付信託等の評価明細書」の場合

①財産をダブルクリックして下さい。

定期預金・貸付信託等の評価明細書									
金融機関等名	種類	預入日 (設定日)	① 元本額	② 利率	③ 経過日数	④ 既経過利子の額 (③×④×⑤)	⑤ 税金相当額 (④×⑥)	⑦ 買戻金	⑧ 買戻金
東京〇〇銀行	定期預金	平成30.2.14	10,000,000	1.250	2,532	867,123	20,420	177,066	
〇〇支店		令和10.2.13							

⇒「定期預金・貸付信託等の変更」画面が表示されます。

②各項目を入力して下さい。

定期預金・貸付信託等の変更

財産コード: 0017 - 01 相続税・贈与税へ連動する

区分: 定期預金等

金融機関等の名称: 東京〇〇銀行 参照

支店等の名称: 〇〇支店 参照

種類: 定期預金 参照

記号番号: AZ0034239

預入日: 平成30年02月14日

満期日: 令和10年02月13日

元本額: 10,000,000

中間利払額: ()

利率: 1.250 %

経過日数: 〇入力 2,532 日

既経過利子の額: 〇入力 867,123

税率: 20.420 %

税金相当額: 〇入力 177,066

割引料: ()

買戻手数料: 〇入力 ()

評価額: 〇入力 10,880,057

備考: ()

〇国外財産に該当

「銀行」「支店」などは選択して下さい。

※上記以外の明細書も同様に、金融機関情報の入力個所があります。

-18-

2.相続税の達人

※便利な機能、よくあるご質問を中心に説明します。

2-1.基本情報の登録

2-2.相続人情報の登録

2-3.財産評価の達人からのインポート

2-4.贈与税の達人からの取込

2-5.財産の分割と未分割財産のあん分

2-6.小規模宅地の登録

2-7.分割案の作成

2-8.申告書その他（第11表の付表（Q & A）、第1表、第15表）

2-9.納付書

2-10.税務代理権限証書

2-11.業務エラーチェック

2-12.一括印刷（補助資料）

2-13.遺産分割協議書

2-14.修正申告書／更正の請求書の作成方法

-19-

2-1.基本情報の登録(1)

①【基本情報の登録】をクリックして下さい。

②各項目に入力し、【確定】をクリックして下さい。

■「基本情報」タブ

被相続人の情報を入力して下さい。

データ管理の達人（事業者データベース）に被相続人の基本情報を登録している場合、【事業者一覧】から基本情報を取込できます。

【参照】から税務署を選択すると、税務署番号も連動します。

-20-

2-1.基本情報の登録(2)

■「税理士情報」タブ

■「その他」タブ

-21-

2-2.相続人情報の登録(1)

相続人の情報を登録して下さい。相続人は20人まで登録可能です。

①【業務メニュー】⇒【相続人情報の登録】をクリックして下さい。

⇒「相続人情報の登録」画面が表示されます。

②【新規登録】をクリックして下さい。

コード	氏名	続柄	年齢	法定相続分	民法上の割合
01	相続 花子	妻	80歳	1/ 2	1/ 2
02	相続 一郎	長男	41歳	1/ 4	1/ 4
03	財産 幸子	長女	39歳	1/ 4	1/ 4

⇒「相続人の登録」画面が表示されます。

説明は次ページ参照

-22-

2-2.相続人情報の登録(2)

③各項目を入力し、【確定】をクリックして下さい。

The screenshot shows the '相続人の変更' (Change Inheritance Person) screen. Key elements and annotations include:

- 続柄の選択は次ページ参照。** (Refer to the next page for selection of relationship): Points to the '続柄' (Relationship) dropdown menu.
- 入力内容より自動判定されます。** (Automatic determination based on input content): Points to the '配偶者税額軽減の適用' (Application of spousal tax credit) section.
- 特例適用画面が表示されます。** (Special application screen is displayed): Points to the '特例適用' (Special Application) window.
- 該当するものを選択して下さい。** (Select the applicable one): Points to the '特例適用' window.
- 第1表の付表1を作成する場合、選択・入力して下さい。** (When creating Attachment 1 of Form 1, select and input): Points to the '特例適用' window.
- 電子申告する場合、必ず入力して下さい。** (When filing electronically, you must input this): Points to the '利用者識別番号' (User Identification Number) field.
- 基本情報の登録、相続人情報の登録に入力した住所の履歴が取込可能。** (When registering basic information and inheritance information, the history of the address entered in the registration is importable): Points to the '住所' (Address) field.

-23-

2-2.相続人情報の登録（続柄）

相続税の達人の【F1ヘルプ】からこの内容は確認可能です。

続柄	備考
・夫 ・妻	配偶者を選択します。
・長男 ・二男 ・三男 ・四男 ・五男 ・長女 ・二女 ・三女 ・四女 ・五女 ・子 ・養子(実子扱い) ・養女(実子扱い)	実子を選択します。 次のいずれかに当てはまる人は、実子として取り扱われますので、養子(実子扱い)又は、養女(実子扱い)を選択します。 ・被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人 ・被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となっている人 ・被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人 ※申告書上は"(実子扱い)"は表示されません。
・養子(直系卑属) ・養子(直系卑属以外) ・養女(直系卑属) ・養女(直系卑属以外)	養子を選択します。 養子(直系卑属)、養女(直系卑属)はいわゆる孫養子の際に選択します。 2割加算の判定に用います。 ※申告書上は"(直系卑属)"等は表示されません。
・父 ・母 ・養親	直系尊属を選択します。 異なる親等の人が存在する場合は、被相続人により近い世代を優先します。
・兄(全血) ・弟(全血) ・姉(全血) ・妹(全血) ・兄(半血) ・弟(半血) ・姉(半血) ・妹(半血)	兄弟姉妹を選択します。 両親を同一とするか否かで区別をして選択します。 ※申告書上は"(全血)"等は表示されません。
・孫 ・甥 ・姪	代襲相続が発生する場合に、直系卑属を選択します。
・祖父 ・祖母	直系尊属を選択します。異なる親等の人が存在する場合は、被相続人により近い世代を優先します。
・その他	『法定相続分等の自動判定モード』では"その他"は使用できません。

-24-

2-2.相続人情報の登録 (Q & A)

Q：代襲相続の入力方法を教えて下さい。

A：相続人の〔氏名〕は「代襲相続人の氏名」、〔続柄〕は「被相続人から見た代襲相続人の続柄」、〔被代襲者の続柄〕は「被相続人から見た被代襲者の続柄」を登録して下さい。

■「相続人の登録」画面

相続人の変更

相続人コード： 03

フリガナ： ザイサン サチコ

氏名： 財産 幸子 ☐ 共同申告しない

法人個人区分： 個人

個人番号： 参照

生年月日： 平成 15 年 02 月 14 日

年齢： ☐ 入力 22 歳

性別： 女性

続柄： 孫

被代襲者名： 財産 太郎 履歴

被代襲者の続柄： 子

代襲相続人の氏名

被相続人から見た代襲相続人の続柄

被相続人から見た被代襲者の続柄

-25-

2-2.相続人情報の登録(3)

次の場合は自動判定に対応しておりません。直接入力を選択して下さい。

- ・被相続人の養子が被代襲者となるパターン
- ・身分関係が重複する相続人が存在するパターン

例) 被相続人の孫が、被相続人の養子となっている際に、被相続人の子が相続開始前に死亡している場合

- ・再代襲相続が発生するパターン

- ・直接入力にした場合、相続人の登録画面で、法定相続人の該当有無、法定相続分は手入力して下さい。

相続人情報の登録

法定相続分等の判定方法： 直接入力 件数： 3/20

コード	氏名	続柄	年齢	法定相続分	民法上の割合
01	相続 花子	妻	60歳	1/ 2	1/ 2
02	相続 一郎	長男	41歳	1/ 4	1/ 4
03	財産 幸子	長女	39歳	1/ 4	1/ 4

F1 ヘルプ F2 閉じる F6 新規登録 F7 削除 Enter 選択

■「相続人の登録」画面

取得原因： ☒ 相続 ☐ 遺贈 ☐ 相続時精算課税

相続放棄：

法定相続人：

法定相続分： /

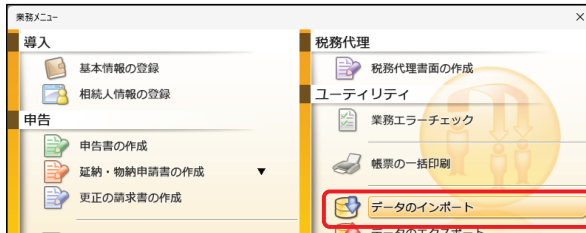
民法上の相続割合： ☐ 入力 /

-26-

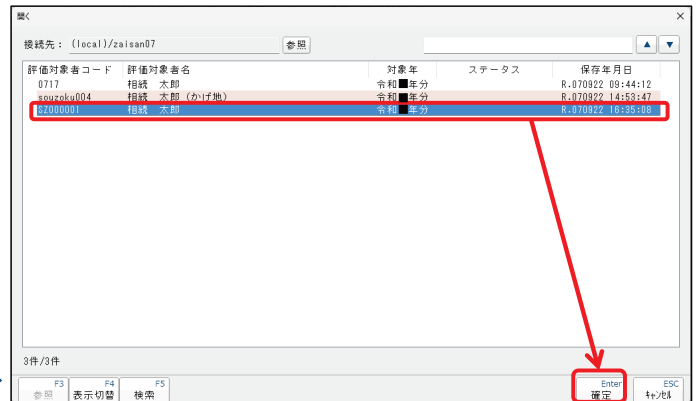
2-3.財産評価の達人からのインポート（1/3）

第11表の附表1～4に財産を登録して下さい。
財産評価の達人に登録した財産を取込することができます。

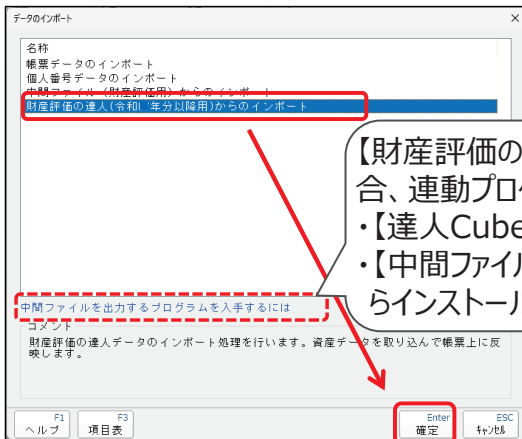
①【データのインポート】をクリックして下さい。



③取込するデータを選択し、【確定】をクリックして下さい。



②【財産評価の達人からのインポート】⇒【確定】をクリックして下さい。



【財産評価の達人からのインポート】が表示されない場合、連動プログラムをインストールして下さい。
・【達人Cube】⇒【アップデート】⇒【データ連動】または
・【中間ファイル出力するプログラムを入手するには】からインストールできます。

-27-

2-3.財産評価の達人からのインポート（2/3）

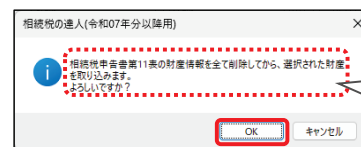
④インポートの設定を行い、【確定】をクリックして下さい。



※設定方法は次ページ参照。

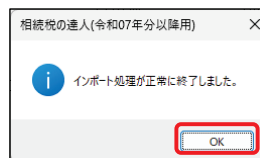
⇒「確認」画面が表示されます

⑤【OK】をクリックして下さい。



④の設定により表示される文言は異なります。

⑥【OK】をクリックして下さい。



⇒財産評価の達人に登録した財産が、
第11表の附表1～4に取込されました。

-28-

2-3.財産評価の達人からのインポート (3/3)

■「条件設定 (インポート)」画面

条件設定(インポート)

インポート方法の選択

☒ 新規インポート(申告書の財産情報をすべて削除してから、選択された財産を取り込みます。)

☐ 再インポート(申告書の財産情報を残した状態で、選択された財産を取り込みます。)

※【財産一覧】で赤字のものはすでに相続税申告書上に存在します。選択された場合は上書きします。
また、【種類】、【細目】が一致しない財産については削除してから、財産を取り込みます。
※【財産一覧】で黒字のものは相続税申告書には存在しないため、選択された場合は明細に追加します。

【財産一覧】

コード	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等
☒ 0008-01	土地	畑	市街地農地	
☒ 0001-01	土地	宅地	自用地	
☒ 0001-02	土地	宅地	自用地	
☒ 0002-01	土地	宅地	自用地	
☒ 0003-01	土地	宅地	自用地	
☒ 0003-02	土地	宅地	自用地	
☒ 0003-03	土地	宅地	借地権	
☒ 0004-02	土地	定借権の底地	定借権の底地	
☒ 0005	土地	宅地	自用地	
☒ 0009-01	土地	宅地	自用地	
☒ 0010-01	土地	宅地	自用地	
☒ 0021-03	事業用...	機械	機械装置○○工...	金属製品製造設備○○市○○工場
☒ 0011-01	有価証券	特定同族株式...	株 配当還元	東京都江東区○○1丁目1番1号
☒ 0011-02	有価証券	特定同族株式...	株 原則評価	東京都江東区○○1丁目1番1号
☒ 0011-03	有価証券	特定同族出資...	医 医療法人 ○○会	東京都江東区○○3丁目3番3号
☒ 0012-01	有価証券	その他の株式	○○電気株	
☒ 0012-02	有価証券	その他の株式	○○銀行	
☒ 0013-01	有価証券	その他の株式	○○石油株	
☒ 0013-02	有価証券	その他の株式	株○○	
☒ 0014-01	有価証券	その他の株式	株○○建設	
☒ 0014-02	有価証券	その他の株式	○○商事株	

F1 F11 Enter ESC
ヘルプ 全選択 確定 キャンセル

【新規インポート】第11表の付表に登録済みの財産情報をすべて削除してから、財産評価の達人の財産一覧表の情報を取込みます。

【再インポート】第11表の付表に登録済みの財産情報を残した状態で、追加及び修正した財産をインポートする時に使用して下さい。

- ・財産はコード番号で判定しています。そのため、第11表の付表に直接入力した場合のコード番号にご注意下さい。
- ・赤字の財産は第11表の付表に登録済みの財産です。
- ・黒字の財産は第11表の付表に登録されていません。財産が追加されます。

取込する財産にチェックを付けます。

-29-

2-4.贈与税の達人からの取込

贈与税の達人に入力した贈与の情報を第4表の2、第11表の2、第14表に取込することができます。

■例「第4表の2」の場合

①【データ連携】をクリックして下さい。

データ連携

NTAOKSE041

相続税の申告書 第4表の2

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

②【参照】をクリックして下さい。

データ連携

贈与税システムからデータを取込みます。
対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(令和06年分以降用)

受贈者データの選択

受贈者コード: 参照

受贈者名:

申告年度:

申告区分:

データ名称:

F3 Enter
参照 確定 キャンセル

第11表の2、第14表も同様の
手順で取込可能です。

③取込するデータを選択し、【確定】をクリックして下さい。

データ選択

接続先: (local)/sample06

受贈者コード	受贈者名	申告年度	申告区分	データ名称	課税区分	贈与者コード
01	贈与 一郎(暦年 特別税率)	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY001
ZOUY000002	贈与 二郎(暦年 特別税率)	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY004/ZY005
ZOUY000002	贈与 二郎(暦年 特別税率)	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY004/ZY005
ZOUY000003	贈与 花子(配偶者控除)	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY003
ZOUY000003	贈与 花子(配偶者控除)	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY003
ZOUY000004	贈与 三郎(相続時精...	令和 6年分	確定	確定申告	相続時精算課税	ZY002
ZOUY000004	贈与 三郎(相続時精...	令和 6年分	確定	確定申告	相続時精算課税	ZY002
ZOUY000005	贈与 四郎(暦年住宅...	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY003
ZOUY000005	贈与 四郎(暦年住宅...	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	ZY003
ZOUY000006	承継 地男	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	syoukei001
ZOUY000006	承継 地男	令和 6年分	確定	確定申告	暦年課税	syoukei001

F3 Enter ESC
参照 確定 キャンセル

④【確定】をクリックして下さい。

データ連携

贈与税システムからデータを取込みます。
対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(令和06年分以降用)

受贈者データの選択

受贈者コード: 01 参照

受贈者名: 贈与 一郎(暦年 特別税率)

申告年度: 令和 6年分

申告区分: 確定

データ名称: 確定申告

F3 Enter ESC
参照 確定 キャンセル

⑤【OK】をクリックして下さい。

OK

⇒贈与税の達人から
取込されます。

-30-

2-5.財産の分割（個別分割）

第11表の付表1～4に財産を入力したら、財産を分割して下さい。分割は、個別分割（財産毎に分割する方法）と一括分割（複数財産をまとめて分割する方法）があります。

■ 個別分割（財産毎に分割する方法）

- ① 分割したい財産をダブルクリックして下さい。
- ② 「取得した人」タブをクリックし、取得した人の氏名を選択、分割割合を入力し、【確定】をクリックして下さい。

-31-

2-5.財産の分割（一括分割）

■ 一括分割（複数財産をまとめて分割する方法）

- ① 第11表又は第11表の付表1～4画面で、【一括分割】ボタンをクリックして下さい。
- ② 分割する財産にチェックを付けて、所得した人の氏名を選択、分割割合を入力し、【実行】をクリックして下さい。

分割済み財産の分割が解除できます。

選択した財産にジャンプします。
(申告書画面に切り替わります)

⇒複数の財産が一括で分割されます。

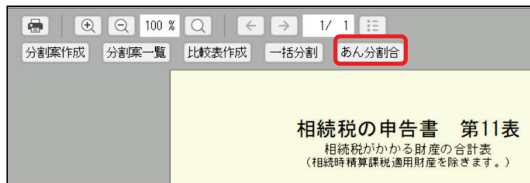
-32-

2-5.未分割財産のあん分

・未分割財産がある場合、自動であん分されます。（民法上の相続割合であん分）

■あん分割合を任意の割合に変更する方法

①第11表⇒【あん分割合】をクリックして下さい。



②「未分割財産のあん分割合を入力する」にチェックをつけて、あん分割合を入力し、【確定】をクリックして下さい。

⇒指定した割合で未分割財産があん分されます。

-33-

2-6.小規模宅地の登録(1)

小規模宅地等についての特例の適用を受ける場合、以下の手順で登録をして下さい。

①「第11表の附表1」画面で、該当財産をダブルクリックして下さい。

⇒「財産の変更」画面が表示されます。

②「財産の明細」タブー【小規模宅地等の特例】をクリックしてチェックを付けて、【確定】をクリックして下さい。

※ 以下の設定の場合【小規模宅地等の特例】が表示されます。

種類：土地
細目：宅地 又は その他の土地

【「第11・11の2表の附表1（別表1）」を作成します。】をクリックしてチェックを付けると、「第11・11の2表の附表1（別表1）」が作成されます。その場合、【参照】ボタンをクリックして【相続開始直前利用区分】も選択して下さい。

-34-

2-6.小規模宅地の登録(2)

③「第11・11の2表の付表1」を表示し「2 小規模宅地等の明細」に表示されている該当資産をダブルクリックして下さい。

選択した	1	取得者の氏名		事業内容		⑤	C02	82.50000000
		①	E08	相続 花子	E09			
		②	E10	春日部市〇〇〇3丁目5番16号				
		③	C01	82.500000				
		④	B02	32,175,000				
						⑥	B03	32,175,000
						⑦	B04	25,740,000
						⑧	B05	6,435,000

⇒「小規模宅地等の設定」画面が表示されます。

④【取得者の氏名】を選択し、各欄を設定し、【確定】をクリックして下さい。

小規模宅地等の設定

所在地番: 春日部市〇〇〇3丁目5番16号

相続開始直前利用区分: E (居住用) 小規模宅地等の種類: 特定居住用宅地等

事業内容:

取得者の氏名	分割割合	持分に応じた宅地等の面積	持分に応じた宅地等の価額	特別対象外の宅地等の面積	特別対象外の宅地等の価額	減額される金額	算入する価額
相続 花子	1	☐ 入力 82.500000					25,740,000
	2	☐ 入力 32,175,000					6,435,000
☒ 適用を受ける			82.500000		82.50000000		
			32,175,000	☐ 入力 32,175,000			
未分割財産			0.000000				0
			165.000000				51,480,000
合計	1		64,350,000				
	1		165.000000		165.00000000		12,870,000
			64,350,000		64,350,000		

F1 ヘルプ F9 限度面積 Ctrl+F4 確定 ESC キャンセル

ここにマウスを持ってくると、スクロールバーが表示されます。スクロールバーを下に動かすと、2人目以降が登録可能。

⇒小規模宅地の特例が適用され、設定内容が第11表の付表1に反映されます。

-35-

2-6.小規模宅地の登録 (Q & A)

Q：小規模宅地等の特例の適用を受ける土地で、一筆の土地ではあるが、相続開始直前利用区分が「居住用」と「事業用」などのように複数に分かれている場合はどのようにすればよいですか？

A：小規模宅地等の特例の入力を行う際、相続開始直前利用区分が複数の区分に分かれる場合、「第11表の付表1」でそれぞれの区分に相当する面積で按分して財産を分けて登録して下さい。



■【検算】ボタン

第11・11の2表の付表1に入力した数値を検算することができます。

①「第11・11の2表の付表1」画面で【検算】をクリックして下さい。

⇒検算結果が表示されます。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

検算

検算

【小規模宅地等】

①限度面積	②特例の適用を受ける面積	③差引(①-②)
200 m ²	200.000000000 m ²	0.000000000 m ²

コメント
小規模宅地等の特例の設定内容に特に問題はありません。

F1 ヘルプ Enter 閉じる

-36-

2-7.分割案の作成(1)

■ 分割案とは

現在作成中の内容を分割案として保存することができます。

分割案は20案まで作成できます。

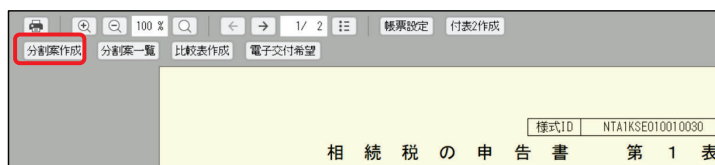
2つの分割案を比較して、申告納税額、課税価格の差額を確認することができます。

-37-

2-7.分割案の作成(2)

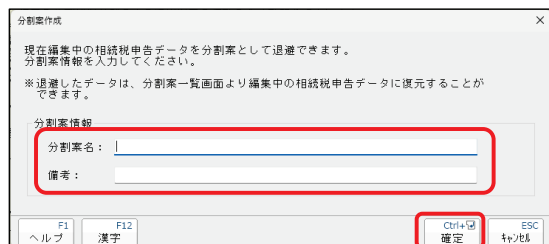
■ 分割案の作成

①「第1表」もしくは「第11表」、「第15表」画面に【分割案作成】ボタンがあります。
いずれかの帳票から、【分割案作成】をクリックして下さい。例題では「第1表」で案内します。

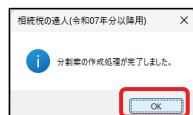


⇒「分割案作成」画面が表示されます。

②「分割案名」を入力し、【確定】をクリックして下さい。



③【OK】をクリックして下さい。



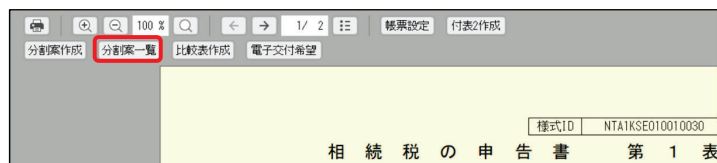
⇒現在作成中の内容が分割案として保存されます。

-38-

2-7.分割案の作成(3)

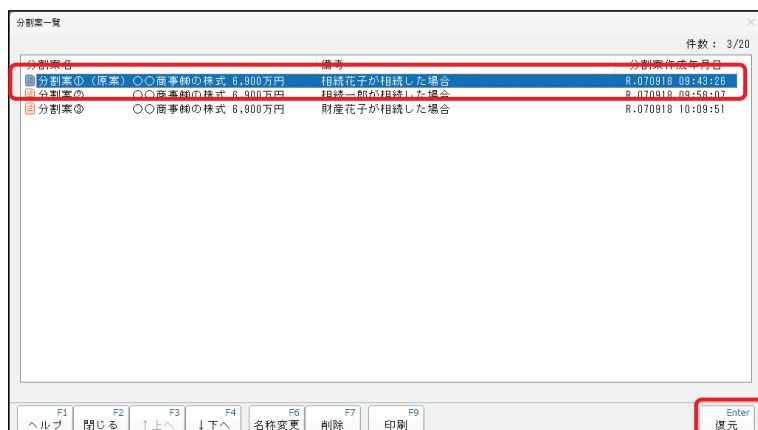
■分割案の復元

①「第1表」画面で、【分割案一覧】をクリックして下さい。

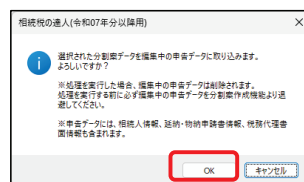


⇒「分割案一覧」画面が表示されます。

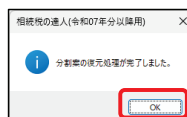
②復元する「分割案」をクリックし、【復元】をクリックして下さい。



③【OK】をクリックして下さい。



④【OK】をクリックして下さい。

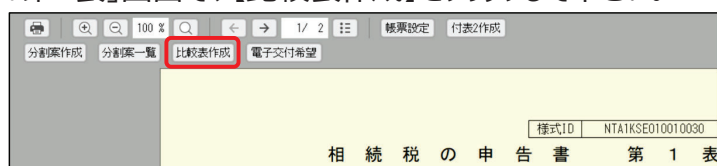


⇒復元した分割案の内容が表示されます。

2-7.分割案の作成(4)

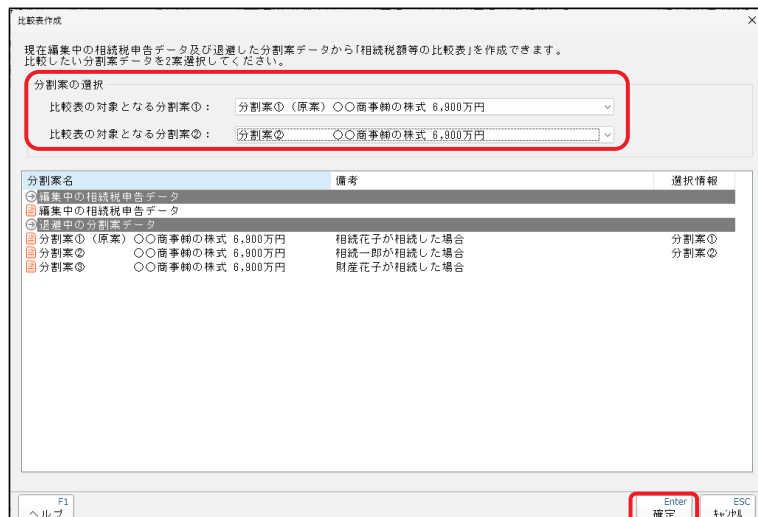
■分割案の比較

①「第1表」画面で、【比較表作成】をクリックして下さい。



⇒「比較表作成」画面が表示されます。

②比較する「分割案」を選択し、【確定】をクリックして下さい。



2-7.分割案の作成(5)

⇒「比較表の確認」画面が表示され、申告納税額、課税価格の差額が表示されます。

③詳細を確認するには、【印刷】をクリックして下さい。

比較表の確認

下記の分割案の比較結果は以下のとおりです。
詳細情報を確認したい場合は、印刷処理を実行してください。

分割案①： 分割案②（原案） ○○商事㈱の株式 8,900万円
分割案③： 分割案④ ○○商事㈱の株式 8,900万円

申告納税額 課税価格

氏名	分割案①	分割案②	差額(案①-案②)
①各人の合計			
相続 太郎	64,827,400	81,951,100	-17,123,700
②財産を取得した人			
相続 花子	1,087,800	0	1,087,800
相続 一郎	33,820,100	52,031,800	-18,211,500
財産 幸子	29,919,500	29,919,500	0

F1 ヘルプ F2 閉じる Enter 印刷

⇒「相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表」が印刷またはPDFファイルに保存されます。

相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表

氏名	各人の合計			財産を取得した人		
	イ 分割案①	ロ 分割案②	ハ 差額(イ-ロ)	イ 分割案①	ロ 分割案②	ハ 差額(イ-ロ)
取得財産の価額	498,392,151	498,392,151	0	256,646,350	187,646,350	69,000,000
相続時精算課税適用財産の価額	24,626,035	24,626,035	0			
債務及び葬式費用の金額	27,415,940	27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0
純資産価額	495,602,246	495,602,246	0	253,286,750	184,286,750	69,000,000
純資産価額に計算される 暦年課税分の贈与財産価額	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
課税価格	498,600,000	498,600,000	0	254,286,000	185,286,000	69,000,000
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	3人 45,000,000	3人 45,000,000	0人			
相続税の総額	130,505,000	130,505,000	0			
あ ん 分割合	1.00	1.00		0.51	0.37	0.14
算出税額	130,505,000	130,505,000	0	66,557,550	48,286,850	18,270,700
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額						
各人の 税額						
暦年課税分の 贈与税額控除額	65,252,500	48,286,850	16,965,650	65,252,500	48,286,850	16,965,650
未成年者控除額						
障害者控除額						

④設定内容を確認し、【OK】をクリックして下さい。

相続税の連入(令和07年分以降適用)

印刷してもよろしいですか？

印刷設定

出力帳票： 相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表

出力対象： プリント

FF K047a for DocuPrint 3200 d

印字情報： ☐ 個人情報と現在時刻を印字 (出力位置： 左上)

OK 範囲選択(E) 用紙設定(E) キャンセル

「ファイル（PDF形式）」
選択すると、PDFファイル
に保存が可能。

-41-

2-8.第11表の付表（Q&A）

Q：「数量」「単価」の小数点以下が0の場合、画面上に表示させないことはできますか？
（第11表の付表）

■「第11表の付表」画面

3	宅地	東京都	文京区	150.0000	236,340.00	1	35,451,000
	貸家建付地	〇〇1丁目			/		
		3番5号		35,451,000			

小数点以下は
表示されます。

A：画面上では小数点以下が表示されます。小数点以下を非表示にすることはできません。

「数量」：整数9桁、小数4桁

「単価」：整数9桁、小数2桁

なお、印刷した帳票には小数点以下が0の場合、印字しません。

■印刷イメージ

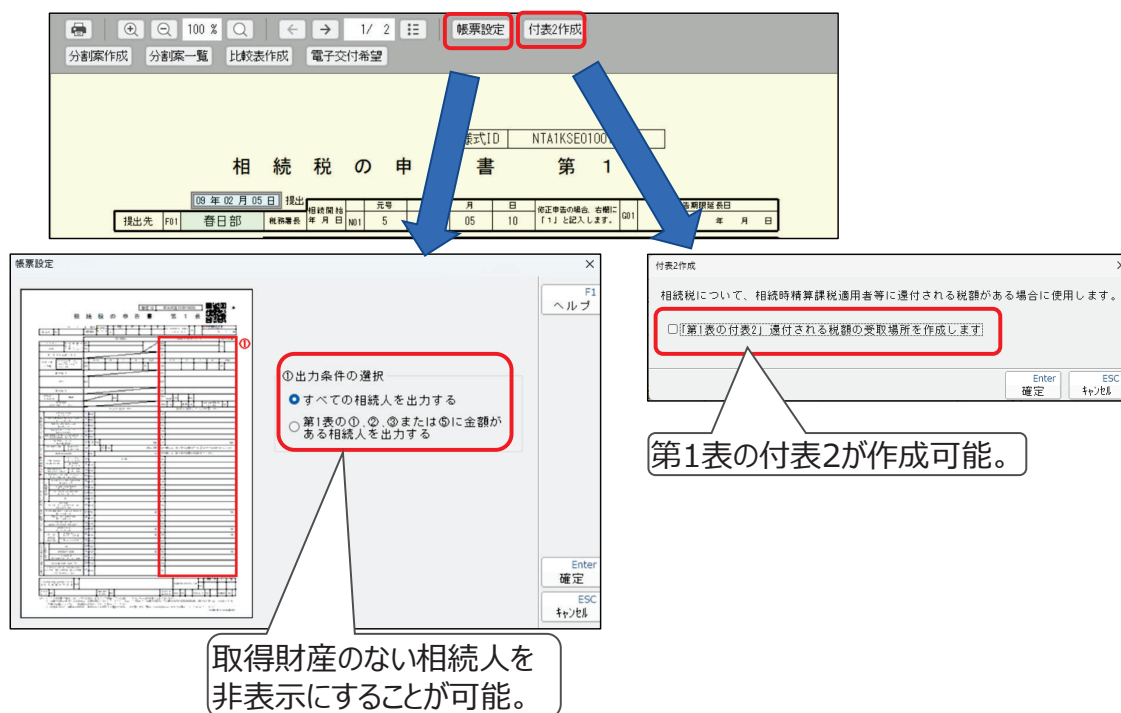
3	宅地	東京都	文京区	150	236,340	1	35,451,000
	貸家建付地	〇〇1丁目			/		
		3番5号		35,451,000			

小数点以下が0の場合、
印刷すると小数点以下
は表示されません。

-42-

2-8.申告書その他（第1表）

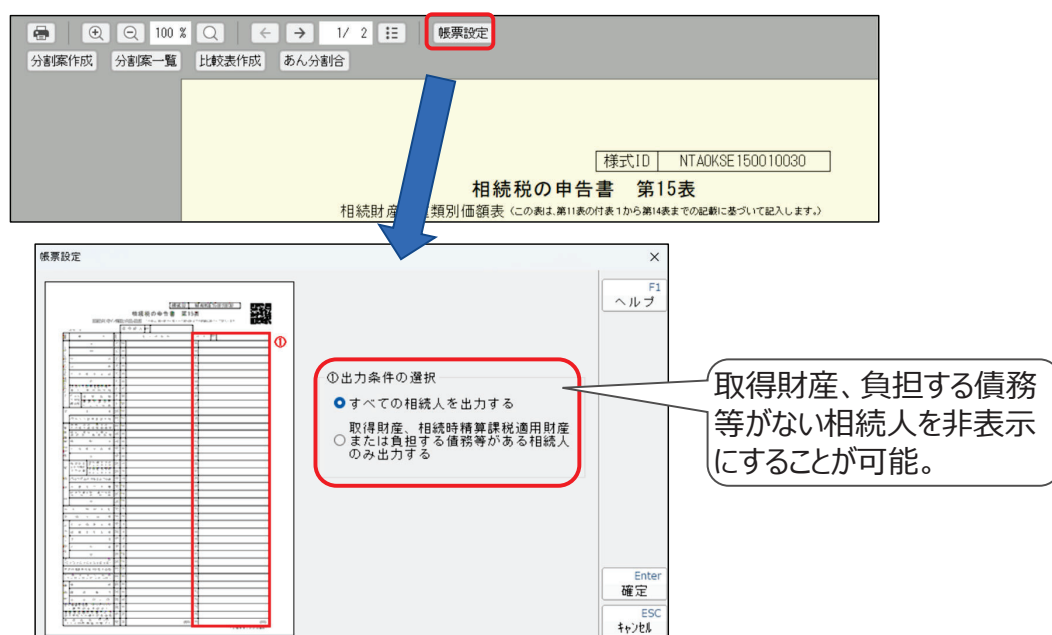
第1表：【帳票設定】より帳票の表示の設定、【付表2作成】より付表2の作成が可能です。



-43-

2-8.申告書その他（第15表）

第15表：【帳票設定】より帳票の表示の設定が可能です。



-44-

2-9.納付書

①【納付書の作成】をクリックして下さい。

-45-

2-10.税務代理権限証書

各納税者の税務代理権限証書が作成できます。

①【税務代理画面の作成】をクリックして下さい。

②納税者を選択し、【確定】をクリックして下さい。

⇒選択した帳票が表示されます。

③作成する帳票にチェックを付けて、【確定】をクリックして下さい。

■【データ取込】ボタン

他の納税者の税務代理権限証書のデータが取込可能です。

チェックを付けると、すべての相続人に対して、一括で税務代理権限証書のデータが取込可能です。

-46-

2-11.業務エラーチェック

作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルで出力できます。

①【業務メニュー】⇒【業務エラーチェック】をクリックして下さい。

②エラーチェックを行う項目にチェックをつけて、【チェック実行】をクリックして下さい。

⇒業務エラーチェックの結果が表示されます。

作成日時: 令和7年10月12日20時51分

チェック内容一覧

個人コード	姓	名	確認	チェック②	チェック③	担当
SZ000001	相続	太郎				
税目	申告区分	申告年度	印			
相続税	確定	令和 7年分				

○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りエラー及び確認項目が存在します。

チェック名	チェック内容	確認欄
未入力明細確認	帳票名: 第14表 ページ: 1ページ 明細: 1明細 [3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益債権などのために支出した相続財産の明細]のすべての項目が入力されていません。 上記明細の内容について確認してください。	
入力切替確認	帳票名: 申告書の作成に関する計算事項等記載書面(資)(1面) ページ: 相続 花子 [依頼者 氏名又は名称]の値が上書き入力されています。 上書き入力された値: 相続 太郎 花子 (他2名) 上記項目の内容について確認してください。	
同時入力不要エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
入力不要エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
未入力エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
不一致エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	
あん分割合エラー	該当するエラー及び確認項目はありません。	

チェック項目の詳細な内容が確認できます。

-47-

2-12.一括印刷

帳票の一括印刷は、作成した帳票を一括で印刷することができます。

印刷したい帳票にチェックをつけて【実行】ボタンをクリックすると、チェックをつけた帳票が印刷されます。

印刷される情報をPDFファイルで出力したい場合は、【出力対象】を「ファイル(PDF形式)」に変更して下さい。印刷と同じ様式でデータファイルとして保存できます。

-48-

2-12.一括印刷（補助資料）

被相続人・相続人一覧

被 相 続 人 ・ 相 続 人 一 覧

1 / 1 ページ

【 被相続人情報 】

個人コードSZ000001

相続開始日令和 7年 5月 10日

申告区分確定

住所埼玉県春日部市
〇〇〇3丁目5番16号

被相続人氏名ソウゾク タロウ
相続 太郎

生年月日昭和 24年 10月 19日

年齢75歳

職業〇〇商事(株) 代表取締役

【 相続人情報 】

相続人コード	01	02	03		
相続人氏名	ソウゾク ハナコ 相続 花子	ソウゾク イチロウ 相続 一郎	デザイン サチコ 財産 幸子		
生年月日	昭和 31年 9月 21日	昭和 59年 3月 24日	昭和 61年 2月 14日		
年齢	68歳	41歳	39歳		
性別	女性	男性	女性		
続柄	妻	長男	長女		
取得原因	相続	相続 / 相続時精算課税	相続		
職業	なし	〇〇商事(株) 取締役	なし		
郵便番号	344-0000	344-0000	272-0000		
住所	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	市川市〇〇〇6丁目3番1号		
電話番号	048-123-5555	048-123-5555	047-111-2229		
法定相続人	該当する	該当する	該当する		
法定相続分	1 / 2	1 / 4	1 / 4		
民法上の相続割合	1 / 2	1 / 4	1 / 4		
相続放棄	しない	しない	しない		
配偶者控除軽減の適用	受ける	受けない	受けない		
2割加算の適用	該当しない	該当しない	該当しない		
未成年者控除の適用	該当しない	該当しない	該当しない		
障害者控除の適用	該当しない	該当しない	該当しない		
納税滞りの適用					
延納申請	しない	しない	しない		
物納申請	しない	しない	しない		

2-12.一括印刷（補助資料）

取得財産一覧表

取 得 財 産 一 覧 表											
被相続人氏名 相続 太郎											
1 / 4 ページ											
財産コード	種 類	細 目	利用区分・銘柄等	所 在 場 所 等	価 額	相続 花子	相続 一郎	財産 幸子			
【取得財産】											
0001	土地	宅地	自用土地 (居住用)	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	(12,870,000 64,350,000)	(6,435,000 32,175,000)	(6,435,000 32,175,000)				
0002	土地	宅地	貸家建付地	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番17号	(30,810,000 66,215,000)	(30,810,000 66,215,000)					
0002 - 02	土地	宅地	貸家建付地	東京都文京区〇〇1丁目3番5号	35,451,000	35,451,000					
0003	土地	宅地	自用土地 (未利用)	埼玉県春日部市〇〇〇2丁目3番4号	42,000,000	28,000,000		14,000,000			
0004	土地	宅地	貸家建付地	埼玉県春日部市〇〇1丁目1番	10,272,960			10,272,960			
0005	土地	山林	普通山林	東京都〇〇郡〇〇町〇〇13番2	3,617,100		3,617,100				
	(小 計)				(201,966,060)	(141,841,000)	(35,792,100)	(24,272,960)			
0006	家屋等	家屋	自用家屋 (数コ2・住宅)	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	3,874,960	3,874,960					
0007	家屋等	家屋	貸家 (数コ2・店舗)	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番17号	2,372,489	2,372,489					
0008	家屋等	家屋	貸家 (数コ3・店舗)	東京都文京区〇〇1丁目3番5号	5,963,601	5,963,601					
0031	家屋等	家屋	貸家 (数コ10・住宅)	埼玉県春日部市〇〇1丁目1番 (旧号第)	10,328,640			10,328,640			
	(小 計)				(22,559,690)	(12,210,050)		(10,328,640)			
0009	有価証券	特定関係株式 (配当還元)	(株) 〇〇	春日部市〇〇3丁目×番×号	50,000	50,000					
0010	有価証券	特定関係株式 (その他)	〇〇商事(株)	文京区〇〇1丁目3番5号	69,000,000	69,000,000					
0011	有価証券	その他の株式	〇〇建設(株)	△△証券 春日部支店	7,830,000	7,830,000					
0012	有価証券	その他の株式	〇〇石炭(株)	△△証券 春日部支店	3,595,000		3,595,000				
0013	有価証券	その他の株式	〇〇電鉄(株)	△△証券 春日部支店	5,560,000		5,560,000				
0014	有価証券	その他の株式	〇〇Company Inc.	△△証券 春日部支店	(為替 1.50) 14,100,000			14,100,000			
0015	有価証券	公債	10年利付国債 第×××回	△△証券 春日部支店	3,158,700			3,158,700			

2-12.一括印刷（補助資料）

■取得財産一覧表(取得者別)

取得財産一覧表					1 / 3 ページ
被相続人氏名：相続 太郎				取得者	相続 花子
財産コード	種 類	細 目	利用区分・銘柄等	所 在 場 所 等	取得金額
【取得財産】					
0001	土地	宅地	自用地 (居住用)	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	(6,435,000) 32,175,000
0002	土地	宅地	貸家建付地	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番17号	(30,810,000) 46,215,000
0002 - 02	土地	宅地	貸家建付地	東京都文京区〇〇1丁目3番5号	35,451,000
0003	土地	宅地	自用地 (未利用)	埼玉県春日部市〇〇〇2丁目3番4号	28,000,000
	(小計)				(141,841,000)
0006	家屋等	家屋	自用家屋 (数=2・居宅)	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	3,874,960
0007	家屋等	家屋	貸家 (数=2・店舗)	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番17号	2,372,489
0008	家屋等	家屋	貸家 (数=3・店舗)	東京都文京区〇〇1丁目3番5号	5,983,601
	(小計)				(12,231,050)

-51-

2-12.一括印刷（補助資料）

■相続税額等の総括表

相続財産の種類別価額及び相続税額の総括表							1 / 2 ページ
氏 名		各人の合計	財 産 を 取 得 し た 人				
		相続 太郎	相続 花子	相続 一郎	財産 幸子		
課税 価格 の 計 算	取得財産の価額	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683		
	相続時精算課税適用財産の価額	24,626,035		24,626,035			
	債務及び葬式費用の金額	27,415,940	3,359,600	24,056,340			
	純資産価額	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683		
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	3,000,000	1,000,000		2,000,000		
	課税価額	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000		
各人の 算出 税額 の計 算	法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	3人 48,000,000					
	相続税の総額	130,505,000					
	あ ん 分 割 合	1.00	0.51	0.26	0.23		
	算出税額	130,505,000	66,557,550	33,931,300	30,016,150		
	相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額						
税 各	暦年課税分の 贈与税額控除額	90,000			90,000		
	配偶者の税額軽減額	65,252,500	65,252,500				
	未成年者控除額						

-52-

2-13.遺産分割協議書

- ①【データのエクスポート】をクリックして下さい。
- ②【遺産分割協議書のエクスポート】をクリックし、【確定】をクリックして下さい。
- ③出力形式を選択し、出力対象財産にチェックを付けて、【確定】をクリックして下さい。

データのエクスポート

名称
標準データのエクスポート

遺産分割協議書のエクスポート

備考欄データのエクスポート

コメント
遺産分割協議書をWord形式またはテキスト形式のファイルへ出力します。

F1 ヘルプ F3 項目表 Enter 確定 ESC キャンセル

遺産分割協議書出力設定

■出力形式: Wordファイル

■出力対象財産の選択

出力対象

- ☒ 生命保険金等
- ☒ 退職手当金等
- ☒ 債務
- ☒ 葬式費用

☐ 署名欄に各相続人の氏名を出力する

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC キャンセル

Wordファイルまたはテキストファイルが選択可能です。

⇒遺産分割協議書のファイルがエクスポートされます。

遺産分割協議書

被相続人: 相模太郎 (令和 07 年 05 月 10 日 死亡 住所 埼玉県春日部市〇〇〇3 丁目 5 番 16 号) の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

1. 相続人 相模花子 が取得する財産

(1) 宅地 埼玉県春日部市〇〇〇3 丁目 5 番 16 号 186 ㎡ (分割割合 1/2)

-53-

2-14.修正申告書／更正の請求書の作成方法

【前申告区分データの複写】機能を利用して、確定申告で利用したデータから修正／更正データを作成します。

令和8年 確定



前申告区分データの複写

令和8年 修正／更正

確定申告データはそのまま、修正／更正データが追加作成されます。

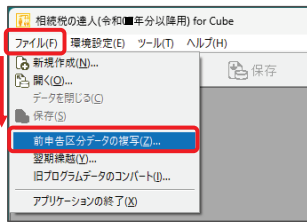
※令和6年分より、相続税の達人で作成した更正の請求書が電子申告できるようになりました。
※令和5年分以前の相続税の更正の請求書は、申請・届出書の達人で作成してから電子申告して下さい。

※修正申告書、更正の請求書は、電子申告可能です。

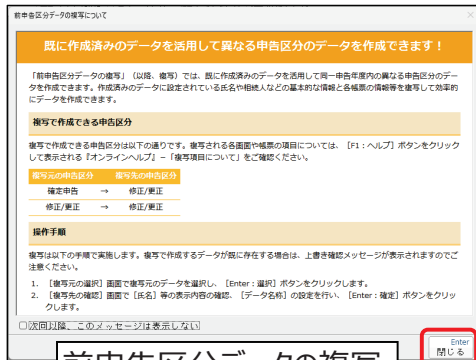
-54-

2-14.修正申告書／更正の請求書の作成方法

①【ファイル】⇒【前申告区分データの複写】の順にクリックして下さい。

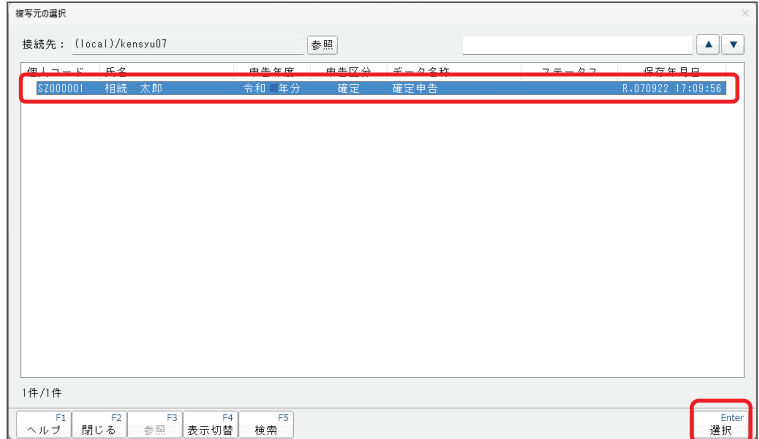


②【閉じる】をクリックして下さい。

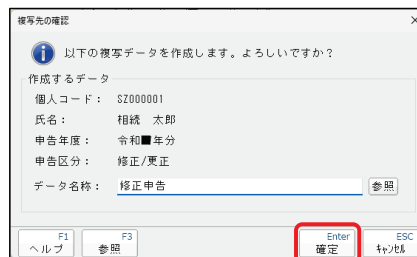


前申告区分データの複写の説明の画面です。

③修正／更正データを作成する確定申告データを選択し、【選択】をクリックして下さい。



④【確定】をクリックして下さい。



確認の画面です。

⇒修正／更正データが作成されます。
⇒【申告書の作成】より、修正事項を入力し、修正申告書を作成して下さい。

-55-

2-14.更正の請求書の作成方法

【業務メニュー】⇒【更正の請求書の作成】を選択すると、更正の請求書が表示されます。

■「更正の請求書」タブ

更正の請求書に係る通知書を電子で受け取るか否かの設定です。
電子通知を希望する（チェックを付ける）と、納税者のマイナンバーカードがないと通知書が確認できなくなります。

■「更正の請求書次葉」タブ

白抜き部分は手入力で作成して下さい。

【申告書の作成】より入力、計算した金額が連動します。

-56-